

## 令和4年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和4年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和4年1月11日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	欠 席	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第2号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第12号)

6 閉 会

## 開 会（午前 9 時 27 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。

時間前ではございますけれど、全員ご出席のようでございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日は副町長が所用のため欠席となっております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

### 日程第 3 議案第 1 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 3、議案第 1 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日ここに令和 4 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご健勝にてご出席賜り、誠にありがとうございます。

議案に入ります前に、2 点ご報告をさせていただきます。

昨日、本町におきまして新型コロナウイルス感染者 1 名が発表されました。これがオミクロン株かどうか連絡が来ていません。今、濃厚接触者の方々を保健所が調査をしているところでございま

す。

それと、新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、65歳以上の方へは2月から3月にかけて実施予定であると報告をしていましたが、その後、国から新たな変異株の発生により、8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する考え方が示されました。これを受けまして医療機関のご協力を頂き、1月29日から水曜日、木曜日、土曜日の週3回、3月上旬にかけて実施をすることになっております。しかし、これもなるべく早い段階で医療機関の皆さま方のご協力を頂きながら進めたいと思っております。

次に、学校給食における異物混入につきまして新聞で報道されました件で、関係者皆さま方に大変なご心配、ご迷惑をおかけいたし、誠に申し訳ございませんでした。詳細につきましては、再発防止対策も含め、議案第1号で教育長から説明があると思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、学校給食への異物混入につきまして、生徒及び保護者の皆さまに不安とご迷惑をおかけした責任を取るため、町長及び教育長の給料を減額するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務課長。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長に代わり総務課長。

**○総務課長（松山昭君）**

議案第1号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

提案の理由につきましては、令和3年10月から12月に掛けて発生した学校給食異物混入に対する責任を取るため本案を提出するものでございます。

議案を開けていただきまして、改正部分でございますが、改正後にありますとおり、本則の附則に、最後に36項を1項追加し、令和4年2月分の町長及び教育長の給与に関する附則第30項の規定については、同項中「100分の20」とあるものを「100分の30」とするというところでございまして、令和5年5月まで、町長、教育長の給与20%減でございましたが、2月分につきましては10%加算した100分の30とするということでございます。

附則につきましては、条例は公布の日から施行するというところでございます。以上、説明を終わります。

**○議長（吉永秀俊君）**

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5番議員、大石俊郎君。

**○5番（大石俊郎君）**

責任の取り方、今回は町長、教育長ともそれぞれ10%、20%、30%カットするという責任の取り方を議案として上がっているんですけど、私は、これの最大の責任の取り方は2つあるのかなど私は思っております。なぜ、このような事案、4回連続して、10月から発生をした要因は何だったのか。原因追及、原因の究明、これが1つ。

2つ目は、再発防止のための具体的、具体的な処置対策を、確立をすること。この2つにあるんだろうなと思っております。併せて、10月に1回、11月に1回、12月に2回発生しておいて、11

月末 30 日だったと思いますけれど臨時会が行われました。12 月定例会もありました。こういう議会等への報告のチャンスが少なくとも 2 回あったわけでございます。そういう報告のチャンスがあったにもかかわらず、なぜ議会の方に報告をその都度なされなかったのか。こここのところがちょっと問題ではないのかなと私は思っております。

で、今から具体的に質問してまいります。全部で 12 項目、事前に町長と教育長に渡してあります。それを今から読み上げますので、それにしたがって、あと議員各位、理事者各位には渡しておりませんので聞いていただきたいと思います。

まず 1 つ、この事案は 10 月から 4 回発生をしています。教育長はこの事案報告を、いつ、誰から受け取られたのか。一番最初の時を教えてください。

2 つ目、教育長は、この報告を受け取られてからどのような処置、対策を講じられたのか。教育委員会の報告も含めてお願いいたします。

3 つ目、町長へはいつ報告をされたのか。報告されたのは教育長自身なのか。町長がいつ報告を受けられたか教えてください。

4 番目、教育長は現場への進出はなされたのか。それはいつなされたのか。していなかったらしていないで結構です。現場進出というのは給食センター。あるいは、給食事案が発生した東彼杵中学校、あるいは彼杵小学校、併せてです。こういった現場進出。

5 番目、保護者の方々に 12 月 17 日、詫び状を出されておられます。その文章の中に、原因について調査を行ったと記載されております。その調査はいつ調査をされたのか。これも給食センター、各学校、その日づけを教えてください。

2 番目、どのような組織でなされたのか。

3 つ目、③調査のやり方はどのような方法でなされたのか。

次のページをお願いします。6 項目の質問です。調査の結果、この事案発生の原因が判明したのか。判明したのであればその原因は何であったのか。

7 つ目、調査結果の報告書は作成されているのか。作成されているのであれば後で提出をお願いいたします。

8 つ目、詫び状の文章の中に、異物混入の発生を防ぐ方法や工夫と記入されております。具体的に、どのような対策や工夫をなされたのか。

9 つ目、この事案が発生した大きな要因は何だったと思われるのか。私が考えているのは、調理人の不注意があろうかと思えます。

2 つ目、これはないと私は信じたいんですけど、故意の可能性もあるかもしれません。その辺の調査。

10 項目、町長は、この報告を受けて教育長に対し、どのような指導や指示をなされたのか。町長に対する質問でございます。

11 項目、事案の発生時期、保護者の方々への詫び状、15 日議会閉会日まで、議会への報告や説明がありませんでした。なぜ報告をなされなかったのか。あるいは、報告の必要性がないと判断されたのかどうか。その点を教えてください。

最後の 12 番目、マスコミへの最初の情報提供は、町当局から、これは町長への質問です。町当局がなされたのか。実は、私が聞いたところによると、この詫び状をもらった保護者の方々が長崎

新聞にリークされ、長崎新聞の記者が町当局に事実関係を問い合わせたと聞いているんです。これが事実かどうか。これは聞いた話ですから、定かではありませんので、それはどうだったのか。新聞記事に、21日付けに載りましたあの記事は、町当局が長崎新聞に情報提供した記事と私は理解をしているんですけど、その辺がどうだったのか教えてください。町長への質問は10番目の質問と12番目の質問であります。以上、よろしく。これは3回しか質問できませんので、まとめて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

お答えする前に、まずお詫びをさせていただきます。

教育長として安全で安心な給食を提供できるよう管理、監督すべき立場にありながら、10月から12月の2か月間で4回、異物混入事案を発生させてしまい、学校への配食前に防ぎきれませんでした。幸い、異物が非危険物であり、未然に発見された健康被害はありませんでしたが、複数回続いたことにより、児童、生徒や保護者の皆さまに不安を与え、学校給食に対する信頼を損なう事態を招いてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

それでは、先ほどの質問にお答えをしたいと思います。4回発生しておりますこの事案報告を、いつ誰から受けたのかということですが、その発生したのが10月8日、11月10日、12月10日、12月15日でございますが、いつでもその日のうちにセンター所長兼次長であります岡木次長から報告は受けております。

そのあと、どのような対処、対策でございますが、教育次長を通じて給食センターの方に原因究明と再発防止についての対策をするよう指示をしております。

それから、町長への報告ですが、正式に文章で報告しましたのは12月の28日ですが、その前に口頭では報告をしておりますが、はっきりした日づけは今覚えておりません。

それから、現場へ進出したのかということについては、現場までは行っておりません。

それから、原因についての調査ですが、その都度、報告を受けた後に原因調査をして、原因調査結果についても、こちらは報告を受けております。その調査については、調理場内で、栄養教諭、調理員の下、それぞれ反省会、それぞれの工程をひとつひとつ見ながら、原因であるものがどこで、何であるか、それからどこで入ったものであるかということ突き詰めております。そして、そのことについてどのようにしたら防げるのかを検討しております。

それから、原因や対策について、具体的なところは教育次長に説明をさせますけれど、最大の原因は何かということと言えば、やはり、時間内に給食を作り上げて、温かいうちに美味しい給食を子どもたちに出そうというその限られた時間の中に、毎日毎日違う調理の仕方でやっていく。そこに慌ててやってしまったというところが、一番の原因ではないかと思っております。

故意の可能性ということについては、全くそういうことはなかったと思っております、原因もはっきりしておりますので。それについてはなかったというふうに思っております。

それから、報告については、次長の方からいつも受けておりますけれど、その点については、異物が発見をした。

○——△——

議長、ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時44分）

再開（午前9時44分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

すみません、私も先ほど頂いたばかりなのでうまく整理ができておりません。

9番についてですけれど。

○——△——

6も抜けている。

○教育長（粒崎秀人君）

これについては次長の方から、詳しいところをですね。

今、概要について説明をさせていただいています。

9番については、先ほど言いました。

○——△——

調査結果の報告書は。

○教育長（粒崎秀人君）

報告書は、12月28日に町長の方に提出しております。給食センターからの報告については次長の方が把握しております。後ほど説明をさせます。

それから、11番ですね。事案の発生時期は先ほど申し上げましたけれど、その都度、その該当の保護者には、直ぐに電話でお詫びをしております。これが非危険物でありましたので公表という形はこれまでも取っておりませんが、これが続いたということで、やはり不安を与えたということで、これは全保護者に知らせる必要があるだろうということでお詫び状を出しております。詳細については教育次長が申し上げます。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

異物混入の内容の詳細についてご説明いたします。

まず、10月8日のビニール片ですけれど、1cm×3cmほどのビニール片が混ぜご飯の中に混入いたしております。これにつきましては、直接食材を包んでいる包装紙、あるいは場内で使用しているラップと品質が違うということで、場内の掲示物等のビニール片あたりが着衣に付着して入ったのではないかというふうな、推察の域ではありますけれど、そういった報告が挙がっております。

それに対するの改善につきましては、これまでも調理前に、白衣ですね、調理着については、粘着テープのローラーで、髪の毛等も含めて調理物に入らないようにローラー掛けをしておりますけ

れど、これを更に徹底して行うということで、異物の混入防止を徹底するというふうに報告が挙がっております。

それから、11月10日のビニール片ですけれども、これにつきましては、長さが1cmで幅が1mm程度の青色のビニール片が混入しておりますけれども、これにつきましては、エノキを包装しているビニール片ということで断定ができております。実際、調理の手順でいきますと、包んであるビニールからエノキを出して根の部分を切り落とすような調理手順になりますけれども、この混入した際にはビニールごと切ってしまうということで、その際にこういう1cmのかけら、切れ端が発生して、みそ汁の中に入ってしまったということでもありますので、再発防止策につきましては、調理手順の順守、必ず包装のビニールから取り出した後に裁断をするということ、調理の中で徹底をしてもらうようにしております。

それから3回目になります。12月10日に入りましたビニール片、これが長さが10cm、幅が2mm程度のビニール片になります。これについては、おでん風の煮込みの中に入っていたわけですが、調理の過程で調味料、これは白糖、砂糖ですけれども、これを切る際に、非常に袋に隙間がなくて切りにくい状況だったということで、二度切りをしているということで、この際に細い切れ端が誤っておでん風の煮込みの中に入ってしまったということで、原因が判明いたしております。

これに対する改善策につきましては、全て切り落とすのではなくて、本体の袋とつながった状態、1cmほど切らない部分を残して切れ端が生じないように裁断をするということで、徹底をするというふうに報告が挙がっております。

それから、最後の12月15日に発生した手袋ですけれども、約5mm四方の青色のビニール片。これについては手袋の破れた切れ端と言いましょか、それが入っている。鶏肉とさつま芋のアーモンド絡めというふうな献立に入っているわけですが、調理過程で鶏肉を油で揚げる際に、鶏肉同士がくっついていたということで、それを手袋をはめた状態で1つずつ取り外す作業の中で、手袋が破れてしまったということで原因がわかっておりますので、同様の作業も今後ありますので、必ず手作業ではなくて調理器具を用いて食材を取り扱うと。それから、ビニール手袋についても破損等がないか、より頻度を上げて確認しながら、事前に異物の混入が発見できるように、作業中の確認も徹底して行うということで、再発防止を図りたいということで報告が挙がっております。混入事案の詳細については以上です。

**○議長（吉永秀俊君）**

次に町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それでは、10番目につきまして、町長はこの報告を受けて教育長にどのような指導を、指示をしたのかということでございますが、誠に申し訳ないのですが、私も新聞報道で知ることになりました。わかりませんでした。

これはなぜかと言いますと、ガイドラインは教育委員会も作っております。危険物と非危険物と分けて対応の方法をしていたんですが、他所の長崎県とか長崎市などは、公表基準というのをもう一段階決めてるんですね。だから、これを、今度、私は報告を受けまして、こういう公表基準を設けて、どこまで公表するのか、その都度するのか、そういうのを検討するようにお願いをいたしております。そういう指示を出しております。

マスコミへの最初の情報提供、12番でございますが、町当局、先ほど言いました、私も一切わかりませんでしたので、していません。たぶん、私も他の所からマスコミに情報が入ったのかなと考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（吉永秀俊君）**

他に質疑ありませんか。5番議員、大石俊郎君。

**○5番（大石俊郎君）**

まず、町長の答弁から、町長もマスコミによって知ったということでした。そして、ガイドラインが危険物、あるいは非危険物によって今やっている。私は、ビニール片は危険物ではない、その辺のところ、非常に、具体的に定めるといのは、その人の、職場にいる人の感覚で決められているのではないかなと、それはないんですね。それが第1点。あと、たくさんありますので、まずそれが1つです。そこをちょっと教えてください。

それから、公表基準を定めるといことは、極めて、処置対策として適切で良かったなと私は思います。よろしくをお願いします。

次に、これは教育長の方になります。教育長の答弁からして、教育次長の説明もそうなんですけれど、原因が忙しい、温かいうちに料理を出したいという、非常に多忙であるということがあったかなと思います。

それから、ほとんどの、今回の原因は単純ミスというか、そういった故意ではない。単純ミスであったということは報告されました。

それから、私は、これは私のあれですよ。給食センターの設備が、中学校の校舎ができると同時に給食センターは開設されていますよね。あそこで使っている釜とかそういうやつも老朽化しているのではないかと私は思っているんです。だから、今回はビニール片とかありましたけれど、過去に、ボルトとかビスとか、そういうものが操作しているうちに食材に紛れ込んでいた事案はなかったのかどうか。もし、そういうのがあったとするとビニール片どころではない。その点をちょっとお伺いしたいなと思います。

それからですね、あと書いておいてくださいよ。

議会への報告はなかったんですけど、一番、教育長の組織、教育委員さんへの今回事案の説明はいつなされたのか。説明をなされたのであれば、教育委員の4名の方々の今回の意見は、どういう意見が教育委員さんからなされたのかどうか。この点を教えてください。町長の方からお願いします。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

危険物、非危険物の方針を決められているのは、他所も決めているんですけど、危険物というのが金属片、先ほど大石議員もおっしゃったように、そういう調理器具の破片とか。この前、ボールペンのピンが飛んだ。その辺も危険物。なぜかと言うと、飲み込んで内臓に損害を与える、損傷を与える、そういうのをですね。だから、このビニール片みたいなものは、他所の町もそうですけれど、そのまま飲み込んでも体外に排出できるような状況で、県も長崎県教育委員会も基準を決めていますし、長崎市役所も決めていると思います。うちがガイドラインはあったんですが、公表基



準を決めていなくて、ただ、保護者の方に連絡したのは、児童の方が直接そこに入っておられて、食する前に発見して出された。それが4回も連続して続いたというのは、非常に異常な事態でございましたもんですから詫び状と言いますか、そういうことを。ただ、保護者自体の方は納得していただいたということだったので、私に報告が、その都度その都度来なかったのは事実でございますけれど、しかしながら、全責任は、教育長の任命権者は町長でございますので、私にあるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

危険物と非危険物については、どこも同じような認識で捉えております。健康被害を与えるものと健康被害の可能性が少ないものという感じで分けてあります。

それから、原因については、多忙と言いますか、急いで作らなければということで、異物を混入させたのではないかとこの安全第一のところがおろそかになってしまったということが大きな原因だというふうに思っております。

公表基準については、今回続いたということで公表しております。公表したと言いますか、全家庭にお詫び状を差し上げております。

議会に報告ということについては、危険物は当然報告いたしますけれど、非危険物、髪の毛が入ったとか虫が入ったとかですね。今回はビニール片でしたのでそれ以上に危険性は高くはあるんですけど、これについては報告をこれまでもいたしておりませんでしたので、それが公表基準となっておりましたので。どこまで、あるいは何回あればということになっていくのかなというふうに思っております。

それから、教育委員会の報告ですけれど、12月の第4週だったと思うんですけど、臨時教育委員会を開いた折に、このことについては既に新聞報道でなされておりましたので、お詫びと詳細の報告と原因究明、対策について委員さん方に報告をいたしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育長、この原因究明について組織を作ってやられたと思うんですよ、原因究明はね、組織を。この質問についてまだお答えになっておられないんですよ。どういった組織で、誰が原因究明の追及をされたのですか。それが1つ。

それから、やはり、この議会への報告、それから、町長から公表のあれを言っておられましたけれど、非危険物だったから報告しない。危険物だったら議会へ報告する。今後もそういう考え方で良いのかどうか。そういうふうに教育長は捉えておられるのか。この2点を教えてください。

もう一回言いますよ。調査はどなたがどういった組織でなされたのか。それから、これから議会とか教育委員会へ報告するのは、今、教育長も言われました回数とか言っておられましたけれど、具体的な、町長が言われた危険物、非危険物。非危険物だったら議会へ報告する必要性がないのかどうか。このところの教育長のお考えを、ちょっとお聞かせください。一つは組織、どういった組織でなされるのか。あとは議会への報告は、どういった状況だったら議会へ報告しないのか。教え

てください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、調査の組織方法については教育次長の方から具体的に説明をさせます。

公表については、これまでは危険物についてはすぐに議会へ報告ということと、非危険物については、基本的に議会まで公表しない。ただ、今回続いたということで報告したということでありませんが、これを受けて、もう少しはっきりした基準を検討させていただきたいと思っております。以上です。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず、原因究明の調査をした組織と言いますか、調査をしたところは、学校給食センターの栄養士の先生も含めて調理員全員で調査を行っております。そこで、今回混入したのがビニール片でしたけれど、その切れ端となったものが特定できましたので、これについては、給食センター内での調査で原因というものが特定されたということで、再発防止策を作っております。ただ、場合によっては、食材に入っていた可能性があったりとか、そういったことが過去にもあっておりますので、そのような時には、納入業者も含めて、こちらに来ていただいて、確認していただいて、業者の段階で入った可能性が無いかどうか調査をお願いする場合もございます。

今回の4件につきましては、給食センター内での調査でほぼ原因が特定できておりますので、この調査に留めております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

先ほどから、大石議員からも質問がっておりますが、委員会というのが、議会も、給食委員会ですね、出席。私、6月から、1回総会に出席させていただきました。その時にも異物混入の件で、二度とないよということの説明があったと思うんですけど、それからこれは4回ですね、続けてビニール混入があって、委員会は報告、何も受けていませんので、議員の皆さんにもそういう連絡はできませんでした。

それで、この委員会との、私も議員になって初めて給食委員会に出席していたんですけど、10何名ですかね、いらっしゃると思うんですけど、その方の誰にも連絡していなかったのか。その中にもPTAの役員の方もおられます。その辺の状況を少し伺わせてください、今後どうされるのかをですね。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

給食センター運営委員会については教育次長の方から説明させます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校給食センター運営委員会というのは、年に2回開催をいたしております。前回は3月に開催をいたしております、すみません、9月に開催いたしまして、その時にそれまで発生した異物混入の状況、あるいは再発防止策、そういったところを委員の皆さんにご説明をいたしました。その後、10月から4回続いてしまったということは、大変委員の皆さんにも申し訳なく感じております。

確かに、議員ご指摘のとおり、通常は保護者、学校関係者に文書で状況の報告等とお詫びということでご通知を差し上げておりますけれど、これまで、給食センター運営委員さんに改めての通知というのは行っておりませんでした。

今回、町長の方からも公表についてのガイドラインを至急策定するよにということですので、報道機関への公表基準も含めて、まず学校給食センターの運営についてご意見を頂いている運営委員の皆さんにつきましても報告をするよに、そのガイドラインに定めていきたいと思っております。これまでは、ご指摘のとおり報告はいたしておりませんでした。申し訳ありません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

この異物混入問題だけではなく、もう一個マスコミであったのが、学校給食センター所長の問題がありましたね。スリッパを履かないでそのまま入ったりとか。そういうことも新聞で読んだことがありましたけれど。そういう連絡も何もなかったわけですね。これは、給食委員をしていても何も連絡を受けられないのかという不安があったもんですからこういう質問をしているんですけど。

これからは、やはり、こういう代表で委員会に来ているわけですから、そういう報告は是非していただきたいと思えます。でないと、新聞を見ないと議員の皆さんも何も原因がわからない、異物混入も。今回はひどいですよね、連続であっております。私が最初、総会の時に聞いたのは、二度と発生しないよにということ聞いてたんですけど、こう再三あったら何のための調査をしておられるのか全然わかりませんので、そういう大事なことは、やはり、委員の方に報告はしていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど言われました所長の件については、新聞に処分が載ったのは、大分遅れてからだったと思っておりますので、その件については、前の3月の委員会の時に、少しお話し、報告はさせていただいたと思っておりますが、改めてきちんとした形での報告はしておりませんで、申し訳ございませんでした。

それから、今後、先ほど次長が申しあげましたよに、異物混入があった場合に、運営委員の皆さんにもご報告をしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

総会の時に説明されたって、その時に、私はそういう感じていなかったんですよ。結局、処分については新聞で知ったわけなんですね。その時点でわかっていればそういう説明をしていただきたかったなと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

議案第 1 号の中身についてなんですけれど、この給食異物混入に対する責任というのが給与の減額ということで、町民の方は本当に求められているのかと、私は不思議だなと思っています。というのは、今、質疑、答弁があっっていますその内容を聞いていても、やはり本質というか、もともと報告もかなり遅れ遅れですし、そもそも出て来ている 4 件の事件以外に、本当にクラスの中で、実はもっと異物があつたんだよとか、そういう話がなかったかの調査とか、真剣な調査をしていただきたいなというふうに私は思いました。

ですので、この議案の内容については、これで責任を取りますということで、ちょっと納得できないんじゃないかなというふうに感じたというところで、町長、どう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、トップが何らかの責任を示さないと、職員も緊張感がなくなるのではないかなと私は思っておりますので、私が知っていようが知るまいが、全責任は町長にあるものですから、私はこうすることで、減額で責任の一端を示させていただきたいということです。

これはなぜかと言いますと、職員が働いている時にトップが何も責任を取らないで注意だけしたって、たぶん効果が私はないだろうと思うんです。だから、そういうことも含めまして、今まで政治に携わる人は、やはりトップの責任は重いのかなと私は思っております。だから、ここで職員も緊張感を持って今後そういうことがないようにするし、あつたらすぐ報告も受けるようにするよう指示をしております。こういう形で示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

今の林田議員と質問がダブるかもしれませんが、責任の取り方についてでございますけれど、まず 20%オフから 30%オフにしたという話なんですけれど、これまで、前町長時代に 50%カット。それを引き継いだような形で町長が 20%カットという流れの中で、今回に関してまた 30%に、10%上乘せしたということでありますけれど、町長給与カットについては、一貫して私は反対しておりました。それは今更言わなくてもわかると思いますけれど、やはり、資本主義社会というのは、頑張った人、地位のある人、結果を出した人、そういう人たちが報われる社会です。それでもって資本主義社会が発展するという基本的考えの中で私はこれまで反対をしてきました。

これに加えて、今回10%という責任の取り方は、今の町長の話でいけば、それしかないだろうということでもありますから、それに関しては言及はしませんけれど。それはトップの判断ですから、そこに私は言及するというのは今回はありません。

それと、今、ずっと流れをお伺いして、ちょっと思い出したことがあります。たぶん中学校の時だったと思うんですけど、私の担任の先生が、人間は失敗する動物なんだよ。しかし、お前は失敗ばかりしているなとよく怒られていたんです。でも、その時の先生は、私的に受けたのは私のことを想って言ってくれたのだと、先ほどから聞いていて思い出したんですけど。つまり、ですから、その先生に対して全く恨みも何もないし、未だかつて私は尊敬しています。

今の流れでいきますと、やはり労務管理の話になっていくのではないかなと思うんですけど、これを解決するには、まずなぜこういう事案が起きたのかということは先ほどから随時お話ができていますけれど、その中で一番大事なことは、まず、相手の立場になって物事を見るということなんです。そうすると、共用範囲がもう少し広がっていくのではないかなと私はそういう気がするんですよ。

例えば、町長に対してその都度その都度報告がなかったという話を取りますと、現場の人たちはなるべくその時点で解決しようという考え方の中で、なるべく外部に漏らさない範囲で自分たちで解決しようではないかというのが伺えるんですよ。ですから、最終的にどこかのリークで新聞に載ったからということでこういう形になったのだらうと思います。基本は、今回は異物混入ということでございますけれど、やはり、当事者たちもそれぞれ苦勞されていると思うんですよ。

例えば、里芋を剥くのに手袋をしてしているというのは、まさにその極みですよ。普通は、私も時々里芋の皮は剥きますけれど、手袋をして里芋の皮は剥けません。そこは規則として手袋をしなければいけないということがあるということは、そういう規則に基づいてやったからこそその異物混入が発生したことも考えられるわけですから。そういうことも含めて、そういった部分がそれぞれの部署でそれぞれの思いやりがあったのかなと、私はそういうことを感じながら聞いていました。質問にはなりませんけれど、私はそういう受け止め方をして聞いていました。

ですから、そこら辺もたぶんあったのかなという気はするんですけど、どうですか、教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

調理員は、一生懸命子どもたちのためにということと、時間内に終わらようということによって一生懸命やっているということで、確かにミスがあったんですけど、あまり強く責められないなど。ただ、原因はしっかり究明して、どう今度対処していくかということが大事ですので、あまりにも締め付けと言いますか、細かくやりすぎるとなかなか労働意欲も湧きませんし、ましてや、やってられないということにもなりかねませんので、その辺はしっかりしながらも、あるいは、もしもそういうことで異物混入が発見したという場合には、給食も停止。それから、全部廃棄して新しい代替食をあげるから大丈夫だよというようなことで指導をしております。

本当に絶対出さない方が良いでしょうけど、どうしてもミスが出てくるということは人間でありますのであるのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

今、まさに教育長が労働意欲の低下につながるというみたいな話をされましたけれど、まさにそこなんですよ、労務管理というのは。やはり、私も経験ありますけれど、失敗したことを頭からがんと云ったってプラスにならない。そうではなくて、もう一度、敢えて相手方の理解に立った上で、これからこうなさいよというふうなやり方をしないと。最初から、頭から何をやっているんだという言われ方をすれば、絶対、反発しか返ってきませんから。そうしますと、現場で働いている給食員さんたちもそれぞれ苦勞されていると思うんですよ。そこら辺に理解を示してやってこそ生産性が上がっていくと私は思うんですけれど、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

橋村議員のご指摘のとおりだというふうに思っております。

かなり夏は暑く、冬は寒い中、過酷な労働になっておまして、調理員さんはよく働いていただいているなという気持ちでございますが、やはり、業務上、子どもの安全第一、命が大事でございますので、そこはそこでしっかりとお互いに注意をしながら進めていくべきだというふうに思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今、原因と原因究明、あと対策等をお伺いしたんですけれど、起こったことに関する対策だと思います、今回の場合。色んなことが想定をされると思うんですけれど、そういうことに対しての指導はどのような形でされているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

それぞれの異物混入で原因が、あるいは要因が違ってきているのも事実ですけれども、やはり、特定されて再発防止策を徹底していくうえで、全員が共通認識を持って実施していくというのが大事ですので、これは、調理の片付けが済んだ後、3 時ぐらいから、その日の反省も含めてミーティングを行っておりますので、その中で正規の職員、あるいは会計年度任用職員、それぞれ調理員がおりますし、栄養教諭も含めて再発防止をしっかりと確認して、全員で共通認識を持って取り組んでいくということで徹底を図るようにはいたしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

立山議員の質問にお答えいたしますけれど、来年度の予算で、もう1人、そういう作業の手順を確認する人を増員をさせていただきたいということも考えておりますし、あと、環境の改善も図らなければいけませんので、今後に向けて予算の投入を私はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

たまたまなんですけれど、1月6日の長崎新聞に、佐賀大学の附属小学校が給食が停止になっているということで載っていました。理由は、同じく異物混入なんですけれど、ここは今後と思えますけれど、附属小学校の指導を続けながら、続けるかわかりませんが、民間委託の方法も含め再開を目指すと書いてあるんですけれど。今、町長も予算のことを言われましたけれど、近隣の自治体の市町が、民間委託される所もあると思うんですよ。東彼杵町としては民間委託とかは考えていらっしやらないのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、民間委託は考えていません。その生徒、児童数の数によっては将来はどうなるかわかりませんが、今のところは、給食でそういう施設を作っているの、そういう形でやらせていただいて、将来は児童、生徒数の数によってはどうなるかまだわかりませんが、まだ学校の問題もございませすし。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

これまでの質疑と答弁の話を聞いて、今回の異物混入事件については、起こるべき原因があって起こったのではないのかなという印象です。というのは、教育長が答えられました時間内に急いで、慌てて作る状況が今現場にあるということなんです。例えば、先ほどのエノキを切る時に、袋から外して切る。あれは袋ごとバシッと切った方が早いんですよ。そんなビニールを外して切ったらますます時間が無くなりますよ。

これは、やはり人材、人が足りない。それと、働き方をもう少し考えて、手順良く誰がどれをするのかという役割分担が決まっていけないのではないかと想像しました。おそらくそうではないのかなと。そうでないとこのような異物混入が連続して起こることはあり得ない。だから、原因がわかっているんですよ。もう人材不足ですよ。人がいないから慌てて作らなければならない。これをまず1点、どうするのか。

次に、働く現場が、先ほど教育長、夏は暑い、冬は寒い。この現場、もう、あの建物は相当年数が経っています。この調理を作る状況としては働きにくい状況になっているのではないのかなという想像です、これは私の。現場の改良、あるいは相当年数が経っていますから機材も相当傷んでいるはずなんです。そうすると、今回はなかったものの、例えば鍋の底のボルトが外れて入って、

それを飲み込んだというようなことも起こり得る状況が想像できているんですよ。想像できている。これは、私は、俗に言う仮説と言うんですが、そういう仮説ができるんです。その仮説をするような対策というのはとれませんか。是非やってください。

もう1つ、調査をやりました。自分たちで調査を原因究明しました。これは、自分たちで調査をするのであれば、調査は第三者でしょう、普通。普通そうなんです。自分たちで原因究明して、自分たちでやるというのはおかしい。やはり、調査をするのは第三者がやらなくっちゃ。そして、ここここがいけないんですよ。もっと重く、重く現場の人が受け止めるんですよ。自分たちでやったら、そうだったねぐらいで済むんですよ。是非、これ、第三者でやってください、次は。

もう1つ、責任の取り方。町長と教育長が今回減俸なんです、という改正なんです、私どもの所属している会社では、その現場の責任者、例えば、ここで言えばセンター長。センター長の責任というのは当然出てきてもおかしくないのかなと。ある会社では、もう降格、左遷、もっと厳しい処置をされているんですよ。こういう甘い責任のやり方で、町長、トップが責任を取ったから事は済んだと。これは、もう少し責任の取り方については、これで済ませるような話をしたらいけないのではないのかなと思います。今、4点言いました。それぞれ答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、調理の作業分担ですけれど、これについてはきっちりと分担計画を立ててやっております。そうしなければいけないように基準にもなっておりますので。その日その日で調理の内容が、献立が違いますので、それぞれに最初にミーティングしたりしてやっております。色んな人が行き交わないように、色んなミスも出ますし、異物混入もありますので、できるだけシンプルにと言いますか、錯綜しないように、きちんとした分担がなされているというふうと考えております。

施設については、どこの給食センターもそうでしょうけれど、熱いものを冷ましてはいけないということで、暑い中でやるというのがどこも当然になってきておりますので、そこはやむを得ないかなと思っておりますけれど、改善については、先ほど町長が申しあげましたように、今後の児童、生徒数に勘案して改善がなされるものというふうに思っております。

それから、原因究明については、やはり調理場内でのものが入ったのかどうかという、どこで入ったのかはそこで作業している者しかわからない。それから、なかなか第三者が入るということは、どこもそこまではしていないのではないかというふうに思っております。その原因がわからない場合には、調理場内、調理場以外に原因があるというものについては、もう少し範囲を広げて原因究明をしておりますけれど、そこで原因がはっきりしたものについては、その中での原因究明と対策ということにしております。

それから、所長等の責任についてですけれど、所長と係長から始末書が自主的に提出されまして、指導が十分行き届いていなかったという、あるいは徹底的でなかったという反省と再発防止に努めるという決意がございましたので、今回はそれで良しとしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）



まず調理の役割分担なんですけど、急いで作らなければならないと答えられましたよね、しかも時間内に。慌てることがあります、慌てて作ったとか言われましたよね。現場の状況は大体想像できますよ、今の3つの言葉で。てんやわんやではないですか、これ。今の言葉を私が聞いたところ。時間内で、急いで作る。慌てて作る。てんやわんやというような状況ではないのかなと思うんですよ。この状況を解決するには、来年度は1人増やして点検するのか、何をするのか、どういう役割をするのかわかりませんが、1人増やして、それを増やして現場の改善をするというような話をされているんですけど。これはもっと基本的な話をやらないと、急いで作らなければならないって、1人で足りるのかという話になってくるんですよ、たった1人の増員で。時間内に作り得ない状況になっているのではないのかなという話なんです。しっかりした、確実に点検しながら作っているのであれば。そうでしょう。そうだと想像しているんですよ。教育長の言葉ですよ。教育長の言葉で私は想像しているんですよ。

責任の取り方は、その始末書を書いたということなんですけど、始末書は4回あれば3回書いているんですよ、過去にね、4回目の時には。結局、始末書はただの紙きれになってしまっているんですよ。そうでなければ、連続してやっているのであればね。やはり、これはきちんとした責任の取り方をやらないと、こうした連続が起きるんですよ。そして、現場の状況も非常に悪いと。悪いですよ。これも教育長が言ったんですよ、夏は暑い、冬は寒い。現場の状況が非常に悪いという話なんですよ。もっと町長に言って、給食センターも老朽化を、長年の劣化によって機材とかも劣化しているから、できれば新築してくれないですかという話なんかをしても良いではないですか。そういった改善をしないと、根本的な原因を取り除かないとまた起きますよ、これ。今度はビニールどころではないですよ、ボルトかネジがはずれますよ。是非、そういうのを想定できますので、しっかりやっていただきたいと思います。答弁があれば答弁してください。なければ結構です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどの始末書については、今回、4回短期間に続いたということでの責任を取っての始末書ということでございます。1回1回ということではありません。

それから、どこでも調理場は同じだと思いますし、料理を扱うお店も同じだと思いますが、熱いものを扱いますので、そこを冷やすわけにはいきませんので、そこはやむを得ないところがあります。ただ、短時間内にそこは終わらせるということになりますので、ずっと一日中暑いというわけではありませんので。調理中はどうしても熱いものは温かいうちにとということでやむを得ないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

先ほどの始末書の件なんですけど、4回目にしてやっと始末書を書いたんですか。私はその都度その都度書いたものだと思っていたんですよ。ちょっと、遅すぎではないですか、逆に。4回事件が起きてからやっと始末書を書かせたという話なんです。で、しょう。今の流れから言うと、4回目に書いたという話なんです。普通、1回の事件が起きればそこで始末書を書くのが普通なんです。

よ。だから、私は3枚書いているものだと思っていたんですよ。ところが4回まとめて書いたという話なんでしょう。ちょっと流れがおかしくないですか、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

その都度、異物混入事故報告書というのは給食センターから出されております。その中に反省等が、お詫び等が書かれております。

今回は、続いたということで全保護者にもお詫びの手紙を出させていただきましたし、そのことについて責任があるということで、始末書が自主的に出されたということです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

今の流れの中で聞いておりますと、調理員さんたちの善意の行為の結果こうなったと思うんですよ。つまり、温かいものを温かいうちに子どもたちに食べさせてあげたい。冷たいものは冷たいままで出来立てを食べさせてあげたいなという、善意の行為がこういう結果になったということであろうと思うんですよ。そうすると、こういうことを究極としてあんまり突き詰めていくと、結局、最終的に子どもたちが温かいものが食べられなくなってしまうのではないかという結果になるのかなという気がするんですけど。やはり、できればそういった調理員さんたちの子どもたちに対する思いやり等を担保できるような形で解決策というのはありませんかね。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

対策と言いますか、先ほど次長も申し上げましたように、誰か異物が無かったかどうか点検するというような別の、単独の業務をもたせることとか。そういうことで、今までどおりの調理の工程、作業をしながら、そこに若干の安心感があるようなシステムをとっていきたいなというふうに思っております。ただ、先ほど議員からご指摘があったように、やはり善意で頑張っている職員はおりますので、そのところは大事にしながら、要所要所はきちんとチェックできる体制をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第4、議案第2号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第2号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1955万6000円を追加し、予算の総額を66億5204万6000円とするものでございます。

歳出の主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費1億1418万円。歳入につきましては、国庫支出金1億1955万6000円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させていただきます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第2号補正予算第12号の内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。3番歳出からご説明いたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料では、住民記録システムを改修する費用として237万6000円計上いたしました。これは、マイナンバーを用いた転出転入手続きのオンラインワンストップ化に対応するための改修となっております。

9ページになります。3款1項7目の3節職員手当費から19節扶助費までは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業を行う費用として、全体で1億1418万円計上いたしました。この給付事業は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方へ生活支援を行うため、住民税の非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯あたり10万円を給付するものです。対象世帯は1,100世帯を想定しております。

スケジュールについては、まず電算の対応が必要となりますので、その後2月上旬に通知の発送、口座番号の確認の取れた方から随時振込を行っていくよう計画しております。

10 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、国の経済対策として、保育士や放課後児童支援員の給料を今年 2 月から引き上げるもので、事業所に対し補助を行う費用 300 万円を計上いたしました。

戻りまして、7 ページをお願いいたします。今回の歳出で説明しました事業は、全額国の補助となりますので、16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では 237 万 6000 円、2 目民生費国庫補助金では 1 億 1718 万円を歳入として計上しています。

戻りまして、3 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正になります。今回の計上分も含め、こちらに記載しております 3 事業について、年度内に事業が終了しないため繰越をお願いするものになります。

4 ページをお願いいたします。第 3 表債務負担行為補正になります。町営バス運行業務委託と彼岸小学校スクールバス運行業務委託については、今年度中に契約事務を行うため、令和 4 年度と 5 年度に記載された金額を限度とする、債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、道の駅用地借地料も、今年度から 10 年間の借地契約を行うため、記載された金額を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものになります。

その他、1 ページ、2 ページの第 1 表、5 ページ、6 ページの事項別明細書、11 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

9 ページの、先ほど説明がありましたけれど、19 節の扶助費の中で、先ほどは 1,100 世帯に 10 万円ずつ、各 1 戸当たり 10 万円ということでありましたけれど、どういった職種、どういった方々が受けられるのか。あるいは、また年代別ですね、年代別、どういった若い人から年配の人までいらっしゃると思いますが、どういった方がこういった特別、住民税非課税なんですけれど、こういった職種とか、そういったものはどういったものになるのかをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

ただいまの浪瀬議員の質問に、町長に代わって回答させていただきます。

今回の支給対象になれる方は、住民税均等割が非課税の世帯になりますので、職種についてはいろいろまちまちあるかと思えます。

もう 1 点は、家計急変世帯といいまして、非課税世帯の家庭と同一の収入、所得が下がられた方です。こちらの方々について支給するというふうになります。こちらについては、申請を受けまして支給するようになりますので、こちらについても職種等はいいろいろあるかと思えます。以上

です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

職種は、私の解釈でいけば答えられないということですけど、大体そういったところは税務課の方でも把握はできておられるんじゃないかと思いますが、どういったところがひどく影響を受けているのか。やはり、議会としても知っておく必要があるのではないかと考えているところがございます。

それと、非課税世帯、急変して収入が下がられた方はいつの時点での対比をされるのか。いつからいつまで、前もありましたけれど、持続化給付金とかですね。そういった、いつの時点での対比をしていかれるのかそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この基準日が令和3年12月10日ということですので来ております。

職種につきましては、色んな事情があって、把握はしていると思うんですが、なかなかここまで公表していかげなものかなと思って、議会では発表できないということがございますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

あと、何かあれば町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

補足があれば。町民課長。

○町民課長（井上晃君）

特にないです。

○議長（吉永秀俊君）

他に質問はありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

12月10日を基準を持ってということではありますが、結局私が申し上げたいのは、前の、結局収入の証明ができなければ急激に下がったとかできないとか、そういったものができないと思うんですよね、この非課税世帯と同様の収入しかないということですね。ですから、その辺はどのように取り扱いをしていかれるのか。もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年

度分の市町村民税均等割が非課税世帯である世帯と同様の事情にあると認められた世帯について、今回支給の対象となります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

11節役務費、通信運搬費が20万円、口座振替手数料等10万4000円。おそらく、この非課税世帯1,100世帯には、口座振替で行えると認識しております。これが間違いないかどうか、これがまず1点。

それから、この非課税世帯1,100世帯に対する周知徹底の方法はどのようにしてなされるのか、いつからなされるのか。この2点を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

今回、非課税世帯を1,000世帯見込んでおります。家計急変世帯を100件と見越しております。非課税世帯の方については、システムの改修が終わりましたら、抽出が終わりましたらその世帯に確認書の方を遅らせていただいた上で口座の方へ振り込むというふうな形になるかと思っております。

家計急変世帯については、どういったところが、どこの世帯がそういうふうになるかはわかりませんので、こちらは町のホームページや広報紙等に掲載をさせていただきまして、申請があり次第それを受付けて振り込むような形になると思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉永秀俊君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

閉 会（午前10時52分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎